

第3次牧之原市環境基本計画等策定等業務委託仕様書骨子

1 業務の目的

牧之原市環境基本条例第10条の規定に基づき、市、市民及び事業者が協働しながら長い歴史の中で培われてきたかけがえのない環境の恩恵を次世代へと引き継ぐために、本市の環境像「うみ・そら・みどりと共生するまち まきのはら」とその実現に向けた取組の方向性を示す牧之原市環境基本計画を策定し、基本理念、基本目標、取組方針及び令和8年度までの環境指標の数値目標を定め、現在、その達成に向けて取り組んでいる。

令和9年度以降についても、本市の環境像とその実現に向けた取組の方向性を示すため、社会情勢、住民意識などの変化、技術の進展などにより時代にあった環境行政が求められていることから、令和9年度から令和18年度の10年間における環境保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策及び施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた第3次牧之原市環境基本計画を策定する。

また、現行の牧之原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（地球温暖化対策の推進に関する法律第19条）及び牧之原市気候変動適応計画（気候変動適応法第12条）もこれまでの取組の検証・見直しを行うとともに、新たに生物多様性地域戦略（生物多様性基本法第13条）の策定を第3次牧之原市環境基本計画と一体として推進する。

2 計画策定の基本方針

- (1) 牧之原市における現在の環境の状況等の分析結果や社会情勢の変化等を勘案した実効性のある計画とすること。
- (2) 国や県の関連する計画の内容、施策を勘案しつつ、牧之原市の特性に合わせた実効性のある計画とすること。
- (3) 牧之原市が策定している「第3次総合計画」との整合を図りつつ、市の関連計画の環境関連施策とも整合・連携させた実効性のある計画とすること。
- (4) 市民・事業者と行政の協働による施策の推進という考えを踏まえること。
- (5) 施策評価について、評価方法を提案するとともに、わかりやすく、把握しやすい指標を用いるなど点検・評価・改善しやすいものにする。

3 業務の内容

上記1で記した本業務の目的達成のため、牧之原市担当者と密に相談しつつ、以下の業務を実施すること。

(1) 基本的事項検討

計画策定の背景、社会情勢や環境の変化、計画の基本的事項をとりまとめる。

(2) 基礎調査

① 環境の現状把握

既存資料調査により、環境の現状をとりまとめる。

② 環境関連計画・施策の把握

関連計画や環境関連施策の実施状況などを把握する。

③ 住民意識調査

市民・事業者など地域社会の環境に対する意向（意識・取り組み状況）を把握し、今後求められる施策の方向性を検討するため、アンケート様式（データ）の作成・分析を行う。

調査対象者	・市民 : 1,100件（無作為抽出による市内在住の満16歳以上の市民） ・事業者：市内事業所200社
調査方法	往復郵送方式を原則とし、回答についてはLoGoフォーム（自治体専用デジタル化総合プラットフォーム）でも受け付ける。
作業内容	・調査票の項目の検討及び立案 ・アンケート調査票（データ）の作成 ・アンケート調査票及びLoGoフォームで受け付けた回答データの集計及び分析
留意点	・調査対象の抽出及びLoGoフォームによるウェブアンケート調査票の作成・回答受付は市が行うこととする。 ・アンケートに要する用紙及び封筒の購入、印刷、封入、発送、回収作業は市が行うこととする。 ・アンケートに要する用紙及び封筒の購入、印刷、封入、発送、返送に伴う経費については市が負担する。

(3) 現行計画の評価

基礎調査結果を分析し、計画の評価をとりまとめる。

(4) 環境基本計画の策定

基礎調査結果、計画の評価結果を反映し、環境基本計画の目標・指標、取組を検討し「環境基本計画」を策定する。

(5) 地球温暖化対策実行計画実行計画（区域施策編）の策定

温室効果ガス排出量の把握、将来推計、削減効果の推計をもとに、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け 2030年度及び 2050年度までにおける排出量の削減目標を見直すとともに、緩和策を検討し、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定する。

なお、現行計画の算定方法による市域全体の温室効果ガス排出量の現況推計（令和4年度まで）については、別途、市より受注者に提供するが、現行計画の算定方法よりも、実際の排出量に近く、計画策定後、市職員が継続的かつ既存資料等を活用した算定方法の提案を拒むものではない。

(6) 地域気候変動適応計画の改定

気候変動の影響及びリスクの現状及び将来予測をもとに、既存施策の評価を行い、適応策を検討し、「地域気候変動適応計画」を改定する。

(7) 生物多様性地域戦略の策定

既存資料調査により市内の生物多様性に関する情報（動植物目録作成：普通種・レッドリスト・特定外来生物、生物多様性に係る取り組み、課題等）を整理するとともに、取組を検討し、「生物多様性地域戦略」を策定する。

(8) 各種会議の運営補助

① 環境審議会

環境審議会（3回程度）の資料を作成するとともに、必要に応じて出席する。

② 庁内会議

庁内会議の会議資料原案を作成する。

(9) 計画書の原稿作成

各種会議の検討結果およびパブリックコメントの意見集約結果をふまえて、計画書の原稿を作成する。

なお、計画書の原稿を作成するにあたり、計画の概要ページ作成やイラスト・グラフの多用など、わかりやすい内容にすること。

(10) 報告書作成

上記の業務内容すべてを、報告書にとりまとめる。

(11) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、着手時、中間時（適宜ウェブ会議併用）、納品時とする。

4 成果品

- ・ 報告書（ドッジファイル・電子媒体） 1部（各年度）
- ・ 報告書原稿データ（電子媒体） 1式（各年度）
- ・ 計画書印刷用データ（電子媒体） 1式

5 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から牧之原市に譲渡されたものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、牧之原市が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、牧之原市が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。